

「信託業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
1	別紙様式第10号の3 (記載上の注意)	<p>「1 業務の状況」の「(7)事務の状況」では、各種信託の残高等について、表示単位未満の端数は四捨五入することとされているが、別紙様式第10号および第10号の2(事業報告書)の(記載上の注意)の「2 経理の状況」と平仄を合わせ、金額の表示単位未満の端数について切り捨て処理を行うこととして頂きたい。</p> <p>なお、別紙様式第10号および第10号の2の「1 業務の状況」についても、同様に平仄を合わせて金額の表示単位未満の端数について切り捨て処理を行うこととして頂きたい。</p>	ご指摘を踏まえ規定を修正いたします。